

広労総発 0524 第 1 号
平成 30 年 5 月 24 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国が行う申請・届出等については、そのほとんどの手続がインターネットを利用して、オンラインで行うこと（電子申請）ができるようになっていました。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間・休日についても手続を行うことができ、平成 28 年 1 月からは、事業主の個人のマイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いることも可能となっています。

今年度も 6 月 1 日から 7 月 10 日までが「労働保険年度更新」期間となりますが、各労働保険適用事業主あてに別途送付します年度更新関係書類のうち「平成 30 年度労働保険年度更新申告書の書き方」中の「電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法」、「e-Gov からの電子申請の方法」をご参照のうえ、別添のリーフレットも活用していただき、電子申請による年度更新手続等を行っていただくよう貴団体会員のうち個別に労働保険関係事務手続を行っている事業主の皆様への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当局労働保険徴収課において、「電子申請体験コーナー」を年度更新期間中に設置する予定としておりますので、併せて周知くださるようお願い申し上げます。

担当

広島労働局総務部 労働保険徴収課

広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2 号館 4F

TEL082-221-9246 FAX082-221-2355

